

准看護師免許証の籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請について

○准看護師免許証記載事項の本籍地及び氏名に変更があった方は、30日以内に免許証書換への申請を行って下さい。

なお、愛知県外にお住まいの方は、住所地の都道府県庁にお問い合わせ下さい。

1. 申請場所

・就業している方…就業地を管轄する県保健所・保健分室または中核市保健所
※名古屋市の場合は愛知県保健医療局健康医務部医務課（県庁西庁舎3F）

・就業していない方…住所地を管轄する県保健所・保健分室または中核市保健所
※名古屋市の場合は愛知県保健医療局健康医務部医務課（県庁西庁舎3F）

2. 申請に必要な書類等

(1) 准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書(所定の様式…ダウンロード可)

(2) 変更事項を証する戸籍抄本又は謄本(発行日から6ヶ月以内のもの)

※日本国籍を持たない者は国籍記載のある住民票等(個人番号が記載されていないもの)
(「詳細は日本の国籍を持たない者の添付書類」を参照。)

注意事項

①数回にわたって変更がある場合は、除籍謄本等変更の内容が確認できるものを添付してください。

②戸籍の変更以後に戸籍が電算化されている場合は、過去の転籍等の履歴は電算化後の戸籍には記載されませんので、改製原戸籍(電算化前の戸籍抄(謄)本)を添付してください。

③複数の免許証を書き換える場合は、書き換える免許証の枚数分、戸籍が必要となります(除籍、改製原戸籍も同様です。)

④戸籍は必ず原本をお持ちください。コピーは使用できません。
また、謄本等でホチキス止めされているものを外されますと、使用できません。

⑤上記①～②に該当する方は、それぞれの添付書類(除籍謄本、改製原戸籍等)とともに、現在の戸籍抄(謄)本も必要です。

(3) 准看護師免許証

(4) 手数料

○愛知県知事免許の場合

3,700円分の愛知県証紙(申請場所で購入できます。)

○他都道府県知事免許の場合

各都道府県の指定する手数料分の普通為替もしくは定額小為替(郵便局で購入できます。)

※手数料は都道府県によって異なるため、必ず免許証を発行した都道府県にお問い合わせください。

(5) 遅延理由書(所定の様式…ダウンロード可)

(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎている場合のみ)

3. その他

- 変更の都度、書き換えの手続きを行っていない場合、必要な戸籍等が足りず、再度ご来庁していただく場合があります。